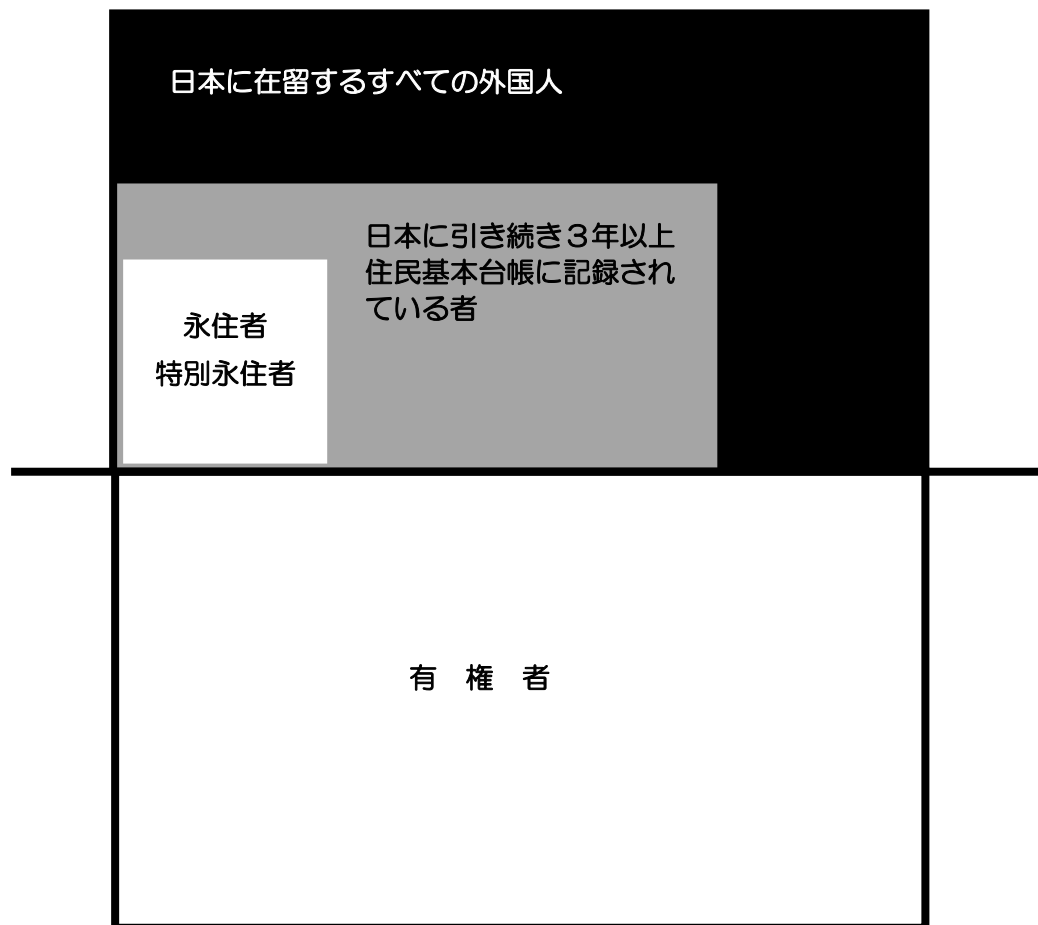


住民投票条例における投票資格者としての外国人の考え方について

◆他市町の条例における投票資格者の考え方

市町名 条例名	条 文	考 え 方
野洲市 野洲市住民投票 条例	<ul style="list-style-type: none"> 永住者、特別永住者 引き続き3年以上日本に 居住し在留資格を有する者 	<p>「住民」には当然のこととして、外国人も含まれるものであり、永住されている外国人の方は住民投票の投票資格が認められるものである。</p>
草津市 草津市住民投票 条例	<ul style="list-style-type: none"> 選挙権を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の団体意思の決定に間接的に関与する住民投票と公職の代表を選挙する選挙権者が異なることは、法的に一貫性を欠く 二元代表制を前提とし、その枠組みの中で実施されるべき 選挙権を有するものより、住民投票の投票資格者が拡大した場合、選挙権を有しない者の意思がそれを有するも者の決定を覆すことになる可能性がある。 住民投票の対象事案が選挙において争点となったとき、双方の結果が異なると混乱を生じることから、住民投票制度の安定性、信頼性を確保する必要がある。 政治的な判断ができる資格を持つ者として現行法として整備されている公職選挙法に基づくことが合理的である。
川崎市 川崎市住民投票 条例	<ul style="list-style-type: none"> 永住者、特別永住者 日本で引き続き3年以上 住民基本台帳に記録されて いる者 	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市の住民である外国人市民が住民投票に参加することは当然である。(自治基本条例の解説から抜粋) 自らの意思で投票を行うためには、日本の社会生活や文化、政治制度等の知識を身に付けている必要があるため在留資格を持って3年を超える期間、日本に在留していることを要件とする。 永住者、特別永住者については、相当期間、日本で生活をしており、日本の社会生活等を十分に理解していると推定される。
豊中市 豊中市市民投票 条例	<ul style="list-style-type: none"> 3年を超えて、日本に在 留し、引き続き3か月以上 市内に在住している者 	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年(1995年)に市議会が「定住外国人の地方参政権等を求める要望決議」を行っている。
北広島市 北広島市 市民投票条例	<ul style="list-style-type: none"> 永住者、特別永住者 	<p>永住者と特別永住者については、日本国籍を有するものと同じように、社会生活や文化、政治制度などの知識を身に付けていると考えられるので、日本の在留期間要件を規定する必要なく、日本国籍を有する者と同様に引き続き3か月以上市内に在住していることを要件とする。</p>

市町名 条例名	条 文	考 え 方
<p>北広島市 北広島市 市民投票条例</p>	<p>・日本において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されて、投票資格者名簿への登録の申請をした者。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間以上日本に在留し、日本での生活基盤が確立されていることが必要と考える。 ・市民投票において対象となる様々な事案について自らの意思を表明するには、日本の社会生活や文化、政治制度などの知識を身に付ける必要があることから、少なくとも3年以上の期間は要する。 ・「投票資格者名簿への登録を申請したもの」の規定は、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格をもって在留する外国人が投票資格者名簿に登録されるためには、本人からの申請を必要とするとしている。これは市の住民票情報からでは、日本において住所を有した期間が確認できないことから、個人情報をもとに本人から収集する必要があるため。



◆日本に住む外国人

1) 外国人とは

日本の国籍を有しないもの（出入国管理及び難民認定法）

2) 外国人が日本に住むには

有効な旅券を持ち、原則としてあらかじめ法務省令に定められている出入国港において入国審査官の上陸審査を受け、上陸許可の証印を受けることによってはじめて合法的に入国することができます。

入国審査を受け、上陸許可を受けえたときに「在留資格」が与えられ、日本での滞在が可能になります。「在留資格」とは、外国人が日本に入国し在留して従事することができる社会的活動又は入国し在留できる身分若しくは地位に基づく活動を類型化したもので現在27種類の在留資格があります。

3) 「在留管理制度」とは

外国人の適正な在留の確保に資するため、法務大臣が、我が国に在留資格をもって中長期間在留する外国人を対象として、その在留状況を継続的に把握する制度です。

対象者には、氏名等の基本的身分事項や、在留資格、在留期間が記載され、顔写真が貼付された在留カードが交付されます。

在留管理制度の対象者

在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人で、以下のいずれにもあてはまらない人

- ① 「3か月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

4) 統計

（在留外国人の推移）

年	平成 15 年末	平成 18 年末	平成 21 年末	平成 24 年末	平成 25 年末
人数	1,804,695 人	1,989,864 人	2,125,571 人	2,033,656 人	2,066,445 人

（滋賀県の在留外国人）

年	平成 22 年末	平成 23 年末	平成 24 年末	平成 25 年末
人数	26,184 人	25,284 人	24,809 人	24,712 人

(米原市の在留外国人)

年	平成 22 年末	平成 23 年末	平成 24 年末	平成 25 年末	平成 26 年 10 月
人数	580 人	521 人	442 人	453 人	421 人

(米原市の国籍別外国人数) 平成 26 年 10 月

国籍	男	女	計
ブラジル	88 人	81 人	169 人
中国	47 人	105 人	152 人
韓国	6 人	24 人	30 人
フィリピン	0 人	17 人	17 人
ベトナム	4 人	7 人	11 人
米国	5 人	5 人	10 人
朝鮮	5 人	3 人	8 人
ネパール	4 人	3 人	7 人
オーストラリア ブラジル スリランカ フランス ハンガリー インドネシア マレーシア パキスタン タイ	その他少数		

(米原市の在留資格別外国人数) 平成 26 年 10 月

在留資格	人数
永住者	124 人
技能実習	100 人
定住者	67 人
日本人の配偶者等	50 人
特別永住者	27 人
家族滞在	12 人
技能	11 人
技術	9 人
教育	7 人
特定活動	5 人
留学	4 人
永住者の配偶者等	3 人
人文知識・国際業務	2 人

5) 在留資格の種類

在留資格	主な職業の例	在留資格	主な職業の例
外交	主に外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	人文知識・国際業務	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
教授	大学教授など	興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
芸術	作曲家、画家、著述家等 (収入を伴う芸術上の活動)	技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師など	技能実習	技能実習生
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン	文化活動	日本文化の研究者等
投資・経営	外資系企業などの経営者・管理者	短期滞在	観光客、会議参加者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	留学	大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生
医療	医師、歯科医師、看護師	研修	研修生
研究	政府関係機関や私企業等の研究者	家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
教育	中学校、高等学校等の語学教師等	特定活動	高度研究者、外交官などの家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等
技術	機械工学などの技術者		

在留資格	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認めたもの（入管特例法の「特別永住者」を除く）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは日本人の実子、特別養子	3年又は1年
永住者の配偶者等	永住者の在留資格を持って在留する者若しくは、特別永住者の配偶者又は永住者等の子として日本で出生しその後引き続き日本に在留している者	3年又は1年
定住者	インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等	3年又は1年

在留資格		
特別永住者	第2次世界大戦終戦前から日本に居住し、昭和27年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している、台湾、朝鮮半島出身者とその子孫。	無期限